

平成30年11月7日

会 員 各 位

山梨労働基準協会長

甲府労働基準監督署長

### 改正労基法等(働き方改革関連法)説明会のご案内

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、山梨労働基準協会及び甲府労働基準監督署の業務運営について、ご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり本年6月に「働き方改革関連法」が成立し、労働基準法は、平成30年4月1日から、時間外労働の上限規制(中小企業は1年遅れて施行)やそれに伴う時間外・休日労働協定様式の変更、年5日の年次有給休暇の取得義務化や労働安全衛生法の改正等企業における労務管理を進める上で、多くの項目が改正されます。

この度、当協会では、甲府労働基準監督署の協力を受けて、標記のとおり改正法にかかる説明会を共同開催することといたしました。

時節がら、ご多忙の折とは存じますが、来年度の改正労基法への対応に遅れを取らないよう、万障お繰り合わせの上、積極的に参加されますようご案内致します。

なお、会場、資料準備の都合がございますので11月22日(木)までに別紙申込書によりお申し込みください。(FAX可)

なお、申し込みにつきましては、会場の定員に達した時は、期日前でも締め切らせていただきますのでご了承ください。

#### 記

- 1 日 時 平成30年12月3日(月)午後1時30分～(2時間程度)
- 2 場 所 山梨法人会館 2階会議室(山梨市中村834)
- 3 内 容 改正労働基準法及び働き方改革関連法について
  - (1) 働き方改革関連法とは
  - (2) 改正労働基準法の要点と事務処理
  - (3) 各種支援事業(助成金等)

山梨労働基準協会 御中 (0553-88-9121)

## 改正労働基準法説明会参加申込書

日時：12月3日（月）

場所：山梨法人会館

事業場名			
所在地			
Tel		Fax	
出席者 職・氏名	職 名	氏 名	

FAXの場合、このままお送り下さい。(0553-88-9121)

申し込みは、11月22日（木）までをお願いします。なお、期日前であっても、会場定員になり次第締め切ります。ご了承ください。

---

### 講習会内容

改正労働基準法及び働き方改革関連法について

- (1) 働き方改革関連法とは
- (2) 改正労働基準法の要点と事務処理
- (3) 各種支援事業（助成金等）について

以上の内容を予定しています。経営者、労務担当責任者等の積極的な参加をお願いします。